

## 地方独立行政法人岡山市立総合医療センター役職員の職業倫理指針

令和4年4月1日

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター（以下「市立総合医療センター」という。）の役員及び職員（以下「役職員」という。）の職業倫理指針について以下のとおり示す。

### ■職業倫理指針

1. 私たちは、人間の生命、人間としての尊厳及び権利を尊重します。
2. 私たちは、国籍、人種、民族、信条、年齢、性別及び性的指向、社会的地位、経済状態、ライフスタイル、健康問題の性質にかかわらず、対象となる人々に平等に医療サービスを提供します。
3. 私たちは、互いに尊敬し、多職種の人々と協働して、医療に尽くします。
4. 私たちは、医療安全体制を確立し、対象となる人に害をなさないよう危険性を回避し、安全な医療を提供します。
5. 私たちは、一人ひとりの人格や価値観を尊重し、人々の知る権利及び自己決定の権利を尊重し、その権利を擁護します。
6. 私たちは、守秘義務を遵守し、個人情報の保護に努めます。
7. 私たちは、自己の責任と能力を的確に認識し、職務について個人としての責任を持ちます。
8. 私たちは、生涯学習の精神を保ち、常に専門的知識と技術の習得に努めるとともに、医療の進歩・発展に尽くします。
9. 私たちは、より高い医療の提供のため、自らの心身の健康保持に努めます。
10. 私たちは、医療の提供を通じ、公共の利益の増進に貢献します。
11. 私たちは、災害支援の担い手として、災害によって影響を受けた人々の生命、健康を守ることに最善を尽くします。